

青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について (令和5年第2回青森市議会定例会提出予定案件)

1 制定理由

地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和5年3月31日に公布されたことに伴い、以下の改正項目について改正するため、「青森市市税条例の一部を改正する条例」を制定するものである。

2 条例の改正項目について

(1) 国民健康保険税の賦課限度額の見直し（施行期日：公布の日）

■賦課限度額	
【改正前】	【改正後】
・基礎課税額：65万円	・基礎課税額：65万円
・後期高齢者支援金等課税額： <u>20万円</u>	・後期高齢者支援金等課税額： <u>22万円</u>
・介護納付金課税額：17万円	・介護納付金課税額：17万円

○後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を22万円（現行：20万円）に引き上げる。

※基礎課税額（65万円）及び介護納付金課税額（17万円）は据え置き。

○この結果、国民健康保険税の賦課限度額は、104万円（現行：102万円）となる。

(2) 国民健康保険税の軽減判定所得の見直し（施行期日：公布の日）

■軽減判定所得	
【改正前】	【改正後】
・5割軽減基準額：基礎控除額（43万円） +10万円×（給与等所得者 ^{※1} の数-1） + <u>28.5万円</u> ×被保険者数 ^{※2}	・5割軽減基準額：基礎控除額（43万円） +10万円×（給与等所得者 ^{※1} の数-1） + <u>29万円</u> ×被保険者数 ^{※2}
・2割軽減基準額：基礎控除額（43万円） +10万円×（給与等所得者 ^{※1} の数-1） + <u>52万円</u> ×被保険者数 ^{※2}	・2割軽減基準額：基礎控除額（43万円） +10万円×（給与等所得者 ^{※1} の数-1） + <u>53.5万円</u> ×被保険者数 ^{※2}

※1 給与所得者及び年金所得者
※2 同一世帯内で国民健康保険被保険者から後期高齢者医療保険被保険者に移行した者を含む。

○軽減判定基準となる所得の算定について、被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減は29万円（現行：28.5万円）に、2割軽減は53.5万円（現行：52万円）にそれぞれ引き上げる。

※7割軽減基準額は据え置き。